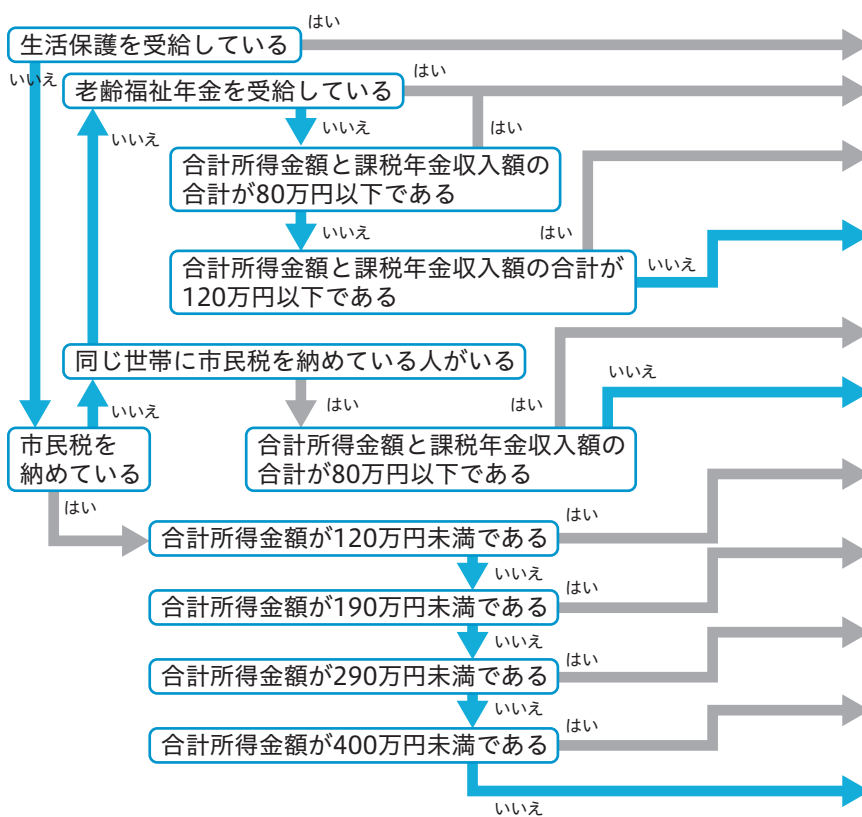




介護保険料のお知らせ

あなたの介護保険料は？

所得段階区分	保険料年額
第1段階	36,600円 (基準額×0.50)
第2段階	51,240円 (基準額×0.70)
第3段階	54,900円 (基準額×0.75)
第4段階	69,540円 (基準額×0.95)
第5段階	73,200円 (基準額)
第6段階	87,840円 (基準額×1.20)
第7段階	95,160円 (基準額×1.30)
第8段階	109,800円 (基準額×1.50)
第9段階	124,440円 (基準額×1.70)
第10段階	139,080円 (基準額×1.90)



●お問い合わせ／市介護保険課事業管理係 ☎26-5363

平成27年度の介護保険料の年額決定通知を7月中旬に送付します。期限内の納付をお願いします。

保険料の納め方

次の二つの納付方法があり、年金受給額によって変わります。

◆特別徴収／老齢年金、遺族年金、障害年金の額が年額18万円以上の方は、年金からの引き去りで納付

◆普通徴収／年金から引き去りできない方は、納付書または口座振替で納付（納付書で納付する場合、金融機関のほか、郵便局やコンビニエンスストアでも納付可能）

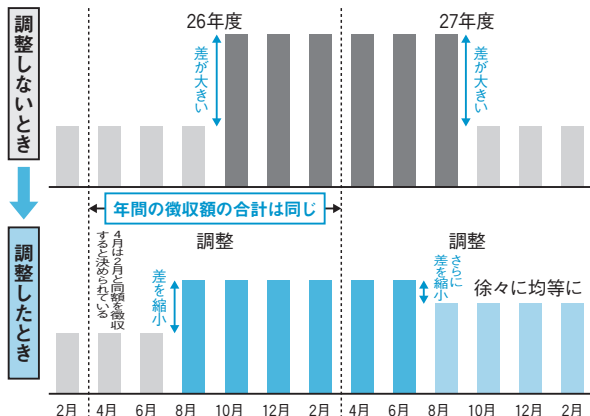
●年度の途中で新たに65歳に到達した方・本市に転入した方

資格を取得した月から保険料が賦課されます。はじめは普通徴収となりますが、特別徴収の対象となる年金がある方は、資格取得後、6か月から8か月で特別徴収に切り替わります。切り替えに伴う申請は不要です。

特別徴収の期別保険料額の調整を行います

平成27年度分の介護保険料年額が決定し、この決定額からすでに納付いただいた4月、6月分を差し引いた額を、8月・10月・12月・平成28年2月の4回に分けて納付していただきます。

今年度も、8月からの4期で調整することにより、各年金支給月での徴収額の差を小さくしていきます。





◎平成27年度の保険料

賦課限度額
57万円

〈所得割額〉
(前年の所得 - 33万円)
× 7.84% / 年

保険料

- ① 所得割額
- +
- ② 均等割額

〈均等割額〉
39,500円 / 年

保険料軽減制度

● 所得割額軽減

対象者	軽減内容
加入者本人の所得が 91万円以下	5割軽減

● 均等割額軽減

※ 総所得金額の区分		軽減内容 (軽減後の年額)
33万円以下の世帯	加入者全員が年金 収入80万円以下 (他の所得なし)	9割軽減 (3,950円)
	上記以外	8.5割軽減 (5,925円)
33万円 + (26万円 × 加入者数) 以下		5割軽減 (19,750円)
33万円 + (47万円 × 加入者数) 以下		2割軽減 (31,600円)

世帯の所得で判定

※世帯主と加入者の所得の合計

社会保険などの被扶養者だった方への保険料特別措置

所得割額 / なし 均等割額 / 9割軽減 ⇒ 年額3,900円

後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成27年度の後期高齢者医療保険料の決定通知（普通徴収の場合）は納付書も同封）を7月中旬に送付します。期限内の納付をお願いします。

保険料の納め方

特別徴収 / 老齢年金、遺族年金、障害年金の額が年額18万円以上の方は、年金から引き去りで納付
普通徴収 / 年金から引き去りできない方は、年間8回に分けて納付書または口座振替で納付

保険料率は据え置き

保険料は、加入者の所得に応じた負担の「所得割額」と、加入者全員が平等に負担する「均等割額」との合計額で、医療費の伸びや加入者数の伸びなどの動向を勘案し、2年ごとに保険者である山形県後期高齢者医療広域連合が見直しを行います。次回の見直しは平成28年度です。賦課限度額は57万円とし、保険料率と均等割額などは上図の通りです。

軽減措置など

所得に対する軽減 / 加入者本人の所得が一定額以下の場合、所得割額と均等割額が軽減されます（上図参照）

● お問い合わせ / 市介護保険課高齢者医療係 ☎26・5729

被用者保険の被扶養者だった方への特別措置 / 本年度の保険料は、年額3,900円です（国民健康保険や国保組合などに加入していた方は対象外）

● お支払いは口座振替が便利です
年度途中、新たに75歳に到達した方や本市に転入した75歳以上の方には、資格を取得した月から保険料が賦課されます。年金からの引き去りができるまで通常6か月から8か月かかるため、最初は普通徴収で納めます。その間の納め忘れをなくすためにも、口座振替をお勧めします。手続きは、金融機関でできますので、指定口座の通帳、通帳の届け出印を持参してください。

● 納付に理解と協力を

後期高齢者医療保険制度は、加入者の皆さんが納める保険料によって成り立っています。保険料の未納は医療制度の安定的な運営に直接影響を及ぼしますので、保険料の期限内の納付と完納に協力をお願いします。